

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和7年7月7日

担当課・室の長 殿

照会者名：埼玉県農業協同組合中央会 会長 坂本富雄

住 所：埼玉県さいたま市浦和区高砂3-12-9

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法 第2条、第3条

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

(1) A農協における販売事業の内容

A農業協同組合（以下「A農協」という。）は、農業協同組合法（以下「農協法」という。）第10条1項8号に基づき、組合員からコメの販売について委託を受け、これをJA全農等へ販売している。

また、一部のコメについては、A農協が直接買取り、A農協の直売所等でこれを販売している。

(2) A農協が行おうとする行為

A農協が組合員の生産するコメ等生産物を販売するためには、生産物を集荷する必要があるが、A農協では、従前、コメの集荷については、A農協の指定する施設へ、生産者自らが運搬するか、A農協職員が無償で生産者宅へ訪問し、A農協所有車両を用いて集荷・運搬を行っている。

今般、人件費や燃料代の高騰等の輸送コストの増加を踏まえ、A農協自身がA農協所有車両を用いて生産者宅へ訪問し、コメの集荷・運搬を行う場合には、対価として手数料を徴収したいと考えている。



3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

A農協は、農協法第10条1項8号に規定される「組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売」する事業を生業としている。

このことから、当該運搬行為は自己の生業と密接不可分、かつ、必要不可欠な行為にあたるので、当該運搬行為は主要業務たる受託販売の過程に包摂していると考え。従って、当該運搬行為においては、上記1記載の貨物自動車運送事業法第2条、第3条の適用はないものとする。

4. 連絡先

埼玉県農業協同組合中央会 JA支援部経営・合併担当 上原哲也・加山雅啓
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-12-9
TEL 048-829-3415 FAX 048-822-2036

以上